

令和8年度 大学・高専機能強化支援事業

(支援2：高度情報専門人材の確保に向けた  
機能強化に係る支援)

「高度情報専門人材育成枠」

公募要領

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目 次

1. 目的・背景 .....	2	(2) 委員会による意見 .....	8
(1) 目的 .....	2	6. 事業の実施と評価等 .....	8
(2) 背景 .....	2	(1) 実施体制 .....	8
2. 事業について .....	4	(2) フォローアップ .....	8
(1) 申請対象 .....	4	7. 申請書等の提出 .....	8
(2) 選定件数 .....	4	(1) 公募スケジュール及び提出先について .....	8
(3) 助成期間 .....	4	(2) 留意事項 .....	9
(4) 助成額等 .....	4	8. 助成金の交付等 .....	10
3. 申請資格・要件等 .....	4	(1) 助成金の交付 .....	10
(1) 申請者等 .....	4	(2) 助成金の執行に関する留意事項 ..	10
(2) 申請可能件数 .....	5	(3) 助成金における不正等への対応 ..	11
(3) 申請資格 .....	5	(4) 申請要件の未達等について .....	11
(4) 申請要件 .....	5	9. その他 .....	11
4. 申請書の作成 .....	7	(1) 助成事業の公表等 .....	11
(1) 申請書等 .....	7	10. 問合せ先 .....	12
(2) 資金計画 .....	7	(別添 1 : 経費の使途可能範囲) .....	13
(3) その他 .....	7		
5. 選定方法等 .....	7		
(1) 審査手順 .....	7		

**令和8年度 大学・高専機能強化支援事業**  
**(支援2：高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)**  
**「高度情報専門人材育成枠」**  
**公募要領**

大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）「高度情報専門人材育成枠」公募要領（以下「本公募要領」という。）は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う「大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）「高度情報専門人材育成枠」」（以下「本事業」という。）における公募について定めたものです。

1. 目的・背景

(1) 目的

「大学・高専機能強化支援事業」は、大学又は高等専門学校の設置者に対し、デジタル・グリーン等の成長分野の学部等の設置等に必要な資金に充てるための助成金を交付することにより、全国各地における当該成長分野の学部等の設置等を促進することを目的とした助成事業です。

(2) 背景

成長分野をけん引する高度人材の育成、輩出を担う大学及び高等専門学校の機能強化は喫緊の課題であり、我が国では、デジタル・グリーン等の成長分野の人材不足や、理工系の学生割合が諸外国に比べて低い状況にあります。

高等教育における修学の状況については、我が国の大学の学部段階における理系分野の学位取得者の割合は令和4年度時点で35%にとどまっており、諸外国と比べても低い状況にあります。特に、私立・公立大学における全体に占める理工系分野の学生数の割合はそれぞれ14%、20%であり、国立大学の34%と比べて低い状況であり、また、大学の学部段階の女性入学者に占める理工系分野への入学者は7%と、OECD平均（15%）に比べても大幅に低い状況にあります。

更に、社会経済情勢の変化、技術開発の動向等については、生産性や利便性を飛躍的に高めるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が産業、教育、行政等のあらゆる分野において求められている一方、2030年には先端IT人材が54.5万人不足するという調査結果や、我が国のデジタル競争力は先進諸国と比べて低いという試算もあります。加えて、脱炭素の世界的潮流等を受け、グリーン分野における人材需要も高まっており、例えば、脱炭素化推進に当たっては、外部人材の知見を必要とする自治体が2050カーボンニュートラル表明自治体のうち、約9割を占

めており、「全体的な方針、計画の検討」に外部人材を必要とした自治体も全体の3分の2にのぼっています。

このような状況を踏まえ、教育未来創造会議第一次提言において、大学及び高等専門学校における成長分野への学部再編等の必要性が指摘されています。

この指摘を受け、意欲ある大学及び高等専門学校の成長分野への学部再編等の取組を基金によって継続的に支援することができるよう、本事業では、中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野（科学技術・イノベーション基本計画や、統合イノベーション戦略、経済財政運営と改革の基本方針等の政府全体の戦略・方針等に掲げられているデジタル・グリーンを中心とした成長分野であって、学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）に定める学位分野としての理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野（これら三分野のいずれかを学位分野として含み複数の分野で構成される学問の分野を含む。）に係るもの。以下「特定成長分野」という。）への転換等を支援し、特定成長分野の学部等の設置等の促進を図ることとし、これまで支援してきたところです。

令和7年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」において、今後の大きな産業構造変化により就業構造にも大きな変化がもたらされることが想定され、これらを踏まえた人材育成が求められることから、地域の産業構造の特色を踏まえ産業人材のニーズを分析した上で、必要な教育プログラムの整備等を推進するため、「産業人材育成プラン」が策定されました。この背景には、大学における人材育成が我が国の経済・社会のニーズから乖離しているとの指摘や、2040年にはAI・ロボット等の活用を担う人材が約300万人不足する一方で、事務・販売・サービス等の従事者が約300万人余剰するという経済産業省の推計等があります。

また、令和7年11月に設置された日本成長戦略本部でも、「危機管理投資」、「成長投資」の戦略分野としてAIや半導体、量子、造船、バイオ、航空等が示されるとともに、「未来成長分野に挑戦する人材育成のための大学改革、高専等の職業教育充実」が成長戦略の検討課題の一つとして示されています。

さらに、総合科学技術・イノベーション会議では、第7期基本計画の策定に向けて、我が国が戦略的に取り組むべき重要な技術領域について検討が行われており、具体的にAI・先端ロボット関連技術や量子関連技術、半導体・通信技術、バイオ・ヘルスケア関連技術、造船関連技術、航空関連技術などが挙げられています。

こうした最近の状況を踏まえ、引き続き、将来不足が見込まれる理工・デジタル系の人材を確保するための支援を継続するとともに、高等専門学校の新設（高校からの転換を含む、以下同じ）を推進します。

## 2. 事業について

### (1) 申請対象

上記の目的・背景を踏まえ、本事業については、特定成長分野のうちデジタル分野に係る国立・公立・私立の高等専門学校における学科、コース等の設置・増員に資する意欲ある取組を対象とします。

### (2) 選定件数

申請状況等により大学・高専成長分野転換支援基金助成金の予算の範囲内で選定を行うこととする。

※本事業の応募受付期間は令和10年度までの予定である。

### (3) 助成期間

事業計画に基づき、最長10年間

### (4) 助成額等

- ・ 上限額：10億円（助成期間における総額）
- ・ 高等専門学校新設の取組の上限額：20億円（助成期間における総額）

- ① 本事業の審査に当たり、事業計画に計上している助成金額の多寡によって評価の優劣が生じることはない。
- ② 本事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上すること。
- ③ 総事業費と助成金額との差額は自己負担となる。
- ④ 事業計画における定員増の規模等に応じて、支援する助成金額の調整を行うことがある。

## 3. 申請資格・要件等

### (1) 申請者等

#### ① 対象機関

国立・公立・私立の高等専門学校を対象とします。

#### ② 申請者

申請者は、高等専門学校の設置者（高等専門学校を設置しようとするものを含む。）とし、本事業への申請は、機構の機構長宛に行うこととします。

#### ③ 申請単位

申請は、高等専門学校を単位とします。それ以外の単位（学科、専攻科等）で申請することはできません。

#### ④ 事業責任者

本事業の実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選

任してください。なお、事業責任者は設置者又は高等専門学校に所属する常勤の役員若しくは教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの高等専門学校を対象として申請者が申請できる事業計画は、1件とします。また、1回の公募につき、重点分野支援枠も含めて1件のみ申請できることとします。なお、すでに支援2で選定された高等専門学校を対象として高度情報専門人材育成枠に再度申請することはできません。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する高等専門学校の設置者は、本事業に申請できません。

- i) 学校全体として学生募集停止中の高等専門学校
- ii) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第123条で準用する第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている高等専門学校
- iii) 「私立大学等経常費補助金」において、「私立大学等経常費補助金 私立大学等研究推進費補助金取扱要領」第3条の規定に基づき、前年度に不交付又は減額の措置を受けた高等専門学校
- iv) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている高等専門学校
- v) 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号又は第2号のいずれかに該当する者が設置する高等専門学校

(4) 申請要件

以下の要件を満たす高等専門学校の設置者に限り、申請することが可能です。

- ① 高等教育の修学支援新制度において、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、財務状況や収容定員充足率が適正であることを含めた要件を満たすことの確認を受けた高等専門学校であること。なお、新設予定の高等専門学校で、応募時点において、高等教育の修学支援新制度における要件確認の対象に該当しないものは、本要件は適用されない。
- ② 志願者数の状況や入学定員及び収容定員充足率等の客観的なデータ等を踏まえた、十分な学生確保の見通しを備えた計画となっていること。
- ③ 各地域における人材需給状況や産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、

自治体や複数の企業等との事前協議も含めた地域との連携を行い、学修目標の具体化、体系的な教育カリキュラムの編成及び高等専門学校での学修に必要な資質・能力等を評価する入学者選抜が適切に実施され、そのための体制を構築する計画となっていること。(その際、国際的な質保証の枠組みを活用するなど出口における質保証にも十分留意することが重要。)

- ④ 特定成長分野のうち情報系分野の人材を育成するための戦略、適切な管理・教育体制や教育研究環境の整備を図る計画となっていること。
- ⑤ 計画の対象となる学科・コース等において、実務経験のある教員等による授業科目を配置する計画となっていること。
- ⑥ 社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野であって特定成長分野のうち情報系分野に係る学科・コース等の設置・増員(学科の定員の増員を伴わないものを含む。以下「学科・コース等の設置等」という。)を行う計画であり、学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成15年文部科学省告示第39号)に定める工学関係の学位の分野に係るものであること。なお、コース等の設置・増員による体制強化の場合は、学則において、コース等の募集人員数を明記する計画であること。
- ⑦ 科学技術・イノベーション基本計画、統合イノベーション戦略、経済財政運営と改革の基本方針や総合科学技術・イノベーション会議において、第7期基本計画の策定に向けて提示された重要技術領域等の政府全体の戦略・方針等に合致した計画となっていること。
- ⑧ 機構による事業計画の選定があった日から2年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる学科・コース等の設置等を行う計画であること。なお、高等専門学校を新設する場合は、機構による事業計画の選定があった日から3年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる学科・コース等の設置等を行う計画であること。
- ⑨ 計画の対象となる学科・コース等の設置等において、20名以上の入学定員の増員を行う計画であること。
- ⑩ 国立高等専門学校について、学校全体の収容定員の増員を伴う学科定員の増員を行う場合は、定員増を行った日から10年を経過した日までに、他学科・他コース等を中心に同規模以上の定員減を行う具体的な計画であり、定員減を行う学科・コース等、人数及び時期を明確にした計画であること。
- ⑪ 教員の確保・配置状況等を踏まえた実現可能性の高い計画になっていること。
- ⑫ 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度における「リテラシーレベル」の認定を受けていること。(新設予定の高等専門学校においては、当該学校において学生の受入れを開始した日か

ら7年を経過する日までに認定を受ける計画があること。)

#### 4. 申請書の作成

##### (1) 申請書等

申請書は、本事業に係る事業計画として審査されますので、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書を作成してください。また、事業計画の概要を申請書とともに提出してください。

申請書等の様式(様式2-1-1~2-1-3)は、機構のウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/josei/>)の公募に係るページからダウンロードしてください。

##### (2) 資金計画

本事業に係る事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な経費を計上してください。

自己負担も含め、助成対象経費(大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則(令和5年4月13日規則第2号。以下「交付規則」という。)別表を参照)のみを申請書に記載することができます。

##### (3) その他

申請書等の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本事業における取組を、政府全体の戦略・方針を踏まえながら、具体的かつ明確に記載してください。

#### 5. 選定方法等

##### (1) 審査手順

本事業の選定のための審査は、機構に設置する「大学・高専機能強化支援事業選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行います。

選定委員会において、提出された申請書等の審査を行い、選定候補となる高等専門学校を決定します。

選定委員会は、選定候補となった高等専門学校を機構に報告し、機構はこの報告を踏まえ、助成事業の対象となる高等専門学校を選定の上、申請者に対し、選定又は不選定の結果を通知します。

具体的な審査方法等については、「大学・高専機能強化支援事業(高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)「高度情報専門人材育成枠」審査要項」を参照してください。

## (2) 委員会による意見

事業の選定に当たっては、選定委員会の審議等を踏まえ、留意事項として改善のための取組を求め、又は参考意見を付すことがあります。

## 6. 事業の実施と評価等

### (1) 実施体制

- ① 全学的な教育改革の一環として、校長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、校長は事業計画全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② 事業計画の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況等を客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

### (2) フォローアップ

本事業については、フォローアップを実施します。なお、フォローアップの実施に当たっては、以下のとおりとします。

- ① 本事業に選定された高等専門学校は、交付規則に基づき、本事業に係る実績報告書（機構の事業年度終了に伴う実績報告書）を毎年度機構に提出していただきます。  
なお、併せて、機構は当該高等専門学校に対して本事業の進捗状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができることとします。
- ② 本事業に選定された高等専門学校は、助成期間中、文部科学大臣宛に行う設置認可申請又は届出に係る申請・届出書類のうち、機構の指定するものについて、その写しを遅滞なく機構に提出することとします。なお、コース等の設置・増員の場合は、募集人員数を明記した学則の写しを機構に提出することとします。
- ③ 機構において、本事業に選定された高等専門学校における取組の実施状況等をウェブサイト上で公表します。また、機構において、各高等専門学校における取組の効果を測定し、その結果を併せて公表します。

## 7. 申請書等の提出

### (1) 公募スケジュール及び提出先について

#### 【公募スケジュール】

スケジュールは下記のとおりです。なお、申請数の状況等により、審査等以降のスケジュールは変更があり得ます。

- ・公募説明動画は令和8年4月頃に機構のウェブサイトに掲載予定です。
- ・選定結果は全ての申請者に対して通知します。なお、通知後、文部科学省及び機構のウェブサイトにて選定校の一覧を公表する予定です。

公募開始日	令和8年3月27日（金）
公募締切日	令和8年5月29日（金） 17時
審査等	令和8年6月～8月
選定結果通知・交付内定	令和8年8月下旬
交付決定	令和8年9月頃

【提出先】 機構の指定するクラウドサイト

【提出方法】 電子媒体 ※紙媒体での提出は不要です。

なお、提出用 URL については、別途機構より案内しますので、機構ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/josei/>) の公募に係るページに掲載している事前連絡フォームに必要事項をご入力の上、ご連絡ください。

## （2）留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。なお、記載事項に不明な点があれば機構から問い合わせる場合があります。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該高等専門学校について、一定期間、本事業への参画を制限します。
- ③ 選定された高等専門学校の設置者に対しては、別途、助成金交付手続に関する連絡をします。
- ④ 申請書類は、機構において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。情報公開窓口／個人情報保護窓口については機構ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/disclosure/#two>) を参照してください。
- ⑤ 今回の申請に関する問合せ等については、受付期間を定めウェブサイト等を通じて受け付けます。なお、個別の高等専門学校の構想に係る質問・相談等（手続等に係る質問等は除く。）は受け付けることができません。

## 8. 助成金の交付等

### (1) 助成金の交付

- ① 選定された事業計画において、助成金の充当が適当と考えられる事項に対して、大学・高専成長分野転換支援基金助成金により、機構から経費措置を行うこととしています。本事業は、助成期間における事業計画に対して一括で交付決定を行うことを基本とします。また、本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添1に示すものとします。
- ② 新たに高等専門学校を設置する事業計画であって申請時に設置者となる学校法人が存在しない場合は、学校法人設立の認可を受けた後に、交付規則第16条第2項に定める助成金の請求を認めることとします。
- ③ 毎年度、交付規則に基づき、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、機構に提出してください。なお、提出された書類において、事業の実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、機構は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

### (2) 助成金の執行に関する留意事項

助成金の交付を受けた場合、校長、事業責任者及び経理等を行う高等専門学校の事務局は以下のことに留意してください。

#### ① 助成金の執行及び管理

本助成金の財源は国費であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、申請書、報告書等の作成や提出は、校長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

#### ② 助成金の執行に係る事務

助成金の執行に係る事務を適切に遂行するため、高等専門学校の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、助成期間中の全ての書類について、助成期間終了年度の翌年度から5年間保存してください）。

なお、施設整備を行った場合や設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金に基づき整備等されたものであることを踏まえ、助成期間中のみならず、助成期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 助成金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付規則及び「大学教育再生戦略推進費における不正等への対応方針」（平成 26 年 4 月 1 日高等教育局長決定）に準じて、以下の措置を講じることとします。

① 高等専門学校に対する措置

不正等があった場合、それに係る助成金について、機構は選定された高等専門学校に対して事実確認の上、その交付決定の一部又は全部の取消し等を行い助成金の返還を求めます。

② 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（学校名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表します。

③ 新たに公募する事業選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する本事業を選定する際に参考として活用することがあります。

(4) 申請要件の未達等について

選定時には申請要件で示した計画を満たすことが必須となりますが、選定後に申請要件の未達等となる状況が生じた場合（例えば、設置認可申請を行ったが認可されなかった場合等）の取扱いは、「大学・高専機能強化支援事業に関する Q & A」の「本事業に選定された後に、申請要件の未達等となる状況が生じた場合、どのような手続が必要となりますか。」をご参照ください。

9. その他

(1) 助成事業の公表等

助成事業の対象となる高等専門学校の選定後に、申請状況や選定状況とともに、選定された高等専門学校が申請時に提出した事業計画の概要等についても公表する予定です。

本事業の広報活動に際して、選定された高等専門学校に対して協力を求めます。

なお、本事業による助成期間終了後も、各高等専門学校は本事業の成果を活用した学校運営を引き続き行っていただくとともに、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各高等専門学校のウェブサイト等にて公表することとします。加えて、他の大学等や学生を含め、広く情報提供いただくこととします。

10. 問合せ先

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構助成事業部助成課  
問合せ用フォーム <https://forms.office.com/r/6SMJfXZyR>

## (別添 1 : 経費の使途可能範囲)

本事業の助成対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです（大学・高専成長分野転換支援基金助成金取扱要領（以下「取扱要領」という。）も併せて確認してください。）。本事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また、申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、助成期間終了後も取組が継続できるよう、助成期間における適切な規模の所要経費を算出してください。交付内定前に契約を締結した案件に係る経費については、助成の対象となりません。

全ての経費において、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、交付規則及び取扱要領等に従って適切に管理してください。

なお、設備、備品、消耗品の区別については、助成事業者の会計規程等に基づき行ってください（消耗品費は認められません）。

### 【物品費】

#### ①「施設設備整備費・建物取得費」

事業を遂行するために直接必要な施設の**新築、増築、改築又は改修工事若しくは建物取得に要する経費及び**附帯工事費や必要な設備の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、学科設置のための教室等の新築の工事費用や遠隔教育のための情報設備の購入及び据付に係る経費が挙げられます。

#### ②「備品費」

事業を遂行するために直接必要な備品の購入に使用できます。例えば、パソコンやプリンター等の情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。

### 【人件費・謝金】

#### ①「人件費」

事業を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。なお、人件費の算定に当たっては、助成事業者の給与規程等に従ってください。

#### ②「謝金」

事業を遂行するために真に必要な、学外者が授業科目の一部を担当する際に支払う経費等**教員確保のための経費に限定して**使用できます。なお、謝金の算定は、助成事業者の謝金規程等に従ってください。

## 【旅費】

事業を遂行するために真に必要な、教員確保に係る国内旅費、外国旅費、外国人招へい旅費等に限定して使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、助成事業者の旅費規程等に従ってください。

## 【その他】

### ①「委託・外注費」

事業を遂行するために真に必要な、設備・備品の操作・保守・修理（原則として本助成事業で購入した設備、備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うもの）及び教材作成に必要な経費に限定した外注に係る経費に使用できます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。

### ②「会議費」

事業を遂行するために真に必要な、教員確保に係る会議等の開催に要した経費に限定して使用できます。なお、事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費等）には使用することはできません。

### ③「借料及び損料」

事業を遂行するために真に必要な、施設設備整備に比して経済的観点から低廉な場合に限定してリース等に要する経費に使用できます。

### ④「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、事業を遂行するために真に必要な経費として、例えば、広報費、振込手数料、情報系分野の教育研究に必要なデータ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学等の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、事業の遂行に直接関係のない経費（事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。委託費について、事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。